

広島県告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が呉市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、呉市長から届出があつた。

平成二十三年一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上 欄		下 欄	
位 置	面 積	下 欄	
呉市下蒲刈町下島字池之浦八三八の八に接する道路及び八三九の一四の地先	一九二・五一平方メートル	呉市下蒲刈町下島字池之浦	
呉市下蒲刈町下島字池之浦八三九の一四の地先	一二・六二平方メートル		
呉市下蒲刈町下島字池之浦八三九の一四の地先	一二七・六九平方メートル		
呉市下蒲刈町下島字池之浦八三九の一四の地先	二四一・五六平方メートル		
呉市下蒲刈町下島字池之浦八三九の一四から八三九の一を経て八三九の一五に至る地先	三五九・七一平方メートル		
呉市下蒲刈町下島字池之浦八三九の六の地先	三八三・五六平方メートル		
呉市下蒲刈町下島字池之浦八三九の一四から八三九の一を経て八三九の二〇に至る地先	三七四・一三平方メートル		
呉市下蒲刈町下島字池之浦八三九の一四の地先	三二四・五一平方メートル		
呉市下蒲刈町下島字池之浦八三八の六に接する道路及び八三九の一四の地先	三七二・七三平方メートル		
呉市下蒲刈町下島字池之浦八三四及び八三四の二の地先	二、五六五・三五平方メートル		